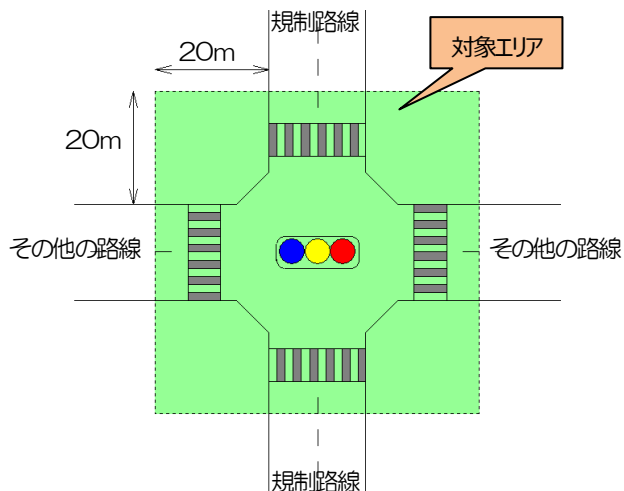


主要な交差点付近における野立て広告の取扱いについて

主要な交差点部において、大型の広告物が乱立することは、道路景観を阻害するとともに交通の視認性の観点から安全性を阻害する一因になることが懸念されるため、主要な交差点から20m以内に林立する複数の野立て広告で、広告物又は掲出物件が一体のものとみなされる場合の取扱いについては、その林立する広告物又は掲出物件に対向したときの面積は、隙間部分も含めて120㎡以下、高さは15m以下かつ周辺のまちなみから突出しない高さとする等、周囲の景観に調和するよう工夫してください。

■主要な交差点とは

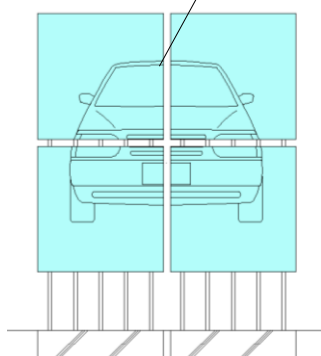
- ① 条例に規定された規制路線にあること。
- ② センターラインがある道路と交差していること。
- ③ 信号機があること。



■広告物又は掲出物件が一体のものとみなされる場合とは

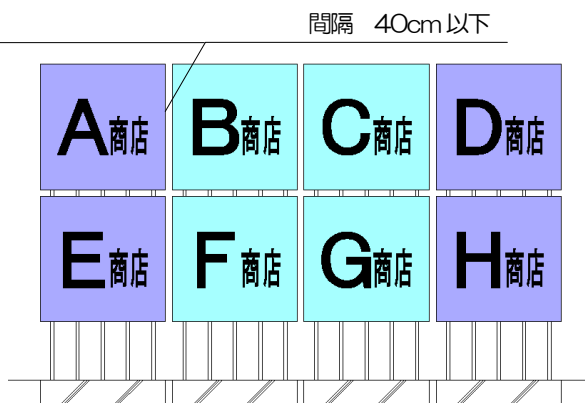
- 広告物・・・広告が表示されている部分において、一体的な広告効果を持たせているもの。
 掲出物件・・・広告物を取り付ける物件が、構造的・意匠的に一体的に形成されているもの。

広告物が一体のものとみなされる野立て広告（例）



- ・表示面積 = 4面の合計が30㎡以下であること
- ・高さ = 15m以下かつ周辺のまちなみから突出しない高さであること

掲出物件が一体のものとみなされる野立て広告（例）



- ・表示面積 = 8面の合計が120㎡以下であること
- ・高さ = 15m以下かつ周辺のまちなみから突出しない高さであること